

地域経済の振興と、 地場企業の育成について議論

～行政・金融機関と商工会との懇談会開催～



九月二十九日、豊後大野市内の企業とかかわりのある金融機関各支店長と行政（市商工観光課）及び商工会役員・経営指導員が出席して、ホテル豊洋で懇談会（意見交換会）が開催されました。

懇談会ではまず商工連の上尾事務局長より「県内小規模企業の景気動向について」講演があり、続いて意見交換を行いました。金融機関の各支店長からは、「小規模企業ほど景気の後退感を感じる。今後もあるサービス面の強化に努めたい」「各支店とも企業の資金需要が乏しい。今後は農商工連携・ビジネスマッチング等様々な機関と連携して支援したい」「商工会青年部と連携して地域活性化の協力をしていきたい」などの意見が出されました。商工会役員からは、潜在的な融資希望者はいると思われるので経営指導員の巡回等で資金供給を掘り起こしたい、また行政からは「若者の定住を目指して金融機関と商工会と一体となって支援したい」等の活発な議論が展開されました。

豊後大野市商工会

会報

豊
後
あ
さ
ひ

Bungoasahi

第 20 号

平成23年11月1日発行

プレミアム
付き商品券

使用期間と換金期限の確認を！

市内消費者の買物の利便性と購買力の流出防止を図り、低迷する地域小売商業の活性化に資することを目的としたプレミアム付き商品券「中元&年末ジャンボ商品券」の使用期間と換金期限は次の通りとなっております。

使用期間を過ぎた商品券は利用できなかつたり、また、換金期限を過ぎますと現金に換金できなくなりますので、使用期間、換金期限をご確認のうえ期限内の対応をよろしくお願いします。

■使用期間：平成 23 年 7 月 21 日（木）より
平成 24 年 1 月 15 日（日）までの間

■換金期限：平成 24 年 3 月 15 日（木）まで

※加盟店は、使用済の商品券を最寄りの商工会へご持参下さい。

*プレミアム付き商品券について、ご不明な点がございましたら商工会までお問合せ下さい。

■豊後大野市商工会 TEL 0974-22-1193 FAX 0974-22-5759



豊後大野市商工会 女性部大野支部

ボトルキャップを寄贈

豊後大野市商工会女性部 届けました。

大野支部の工藤支部長、綿貫・田島副支部長が3年かけて集められたボトルキャップ計93kgを大野中学校に



長は「責任を持って厳しい生活状況に置かれている子どもたちにワクチンを届けます。」というこ



貯蓄共済制度の推進先進地研修で 壱岐市商工会を視察

— 商工貯蓄共済推進先進地視察研修会開催 —

十月六日、七日の二日間にわたり、商工貯蓄共済推進先進地視察研修が開催されました。社会厚生委員を中心に役員七名、事務局三名で長崎県壱岐市商工会を視察しました。

研修会では、末永壱岐市商工会長が「本会で貯蓄共済制度の推進について、参考になるものがあれば活発な意見交換をお願いしたい」と挨拶されました。

参加者を代表して、羽田野委員長から「貴会の優れたものをお聞きして、商工会へ持ち帰りたい。」と挨拶。

事務局説明の後、意見交換会では、壱岐市商工会共済推進委員会の佐久間委員長が座長として、会議進行を行いました。

壱岐市商工会では、役員主導で推進を行っていること。また、各支所別推進会議では、貯蓄共済の議題の



みで開催していること等の説明を受けました。

その後、事務局からの補足説明を受けたのち、豊後大野市からは、どのようにしたら何年も加入率県下第一位を続けられるのかなどの意見が出され活発な意見交換となりました。

最後に恵藤会長がお礼の言葉を述べ終了しました。

加入していますか？ 労働保険！

労働保険は、労災保険給付や失業給付、各種助成金等の事業を通じて、労働者の福祉の増進等を図ることを目的とした政府管掌の強制保険です。



したがって、労働者を1人でも雇用している事業主の方は、個人・法人にかかわらず労働保険に加入する義務があります。

労働保険の加入手続きについては、商工会本所・支所までお問い合わせください。

小規模企業共済制度

経営者の退職金

小規模企業共済制度は退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。

制度改正でさらに魅力アップ!



- 全国で約 120 万人の経営者が加入
- 掛金は全額所得控除
- 無理のない掛金
月額 1,000 円～ 70,000 円の範囲で自由選択
- 共済金の受取りは一括・分割・併用の3タイプ
- 受取り時にも税制面で大きなメリット
- 災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能

「ゆとり」のために。

平成23年1月からは
個人事業主の「共同経営者」も加入できるようになります!
(個人事業主1人につき2人まで)

●共同経営者の加入イメージ



日本政策金融公庫の貸付利息

(平成23年10月13日現在)

普通貸付		融資期間	基準利率 (%)
		5年以内	2.15
		5年超 6年以内	2.25
		6年超 7年以内	2.25
		7年超 8年以内	2.35
		8年超 9年以内	2.35
		9年超 10年以内	2.45
		10年超 11年以内	2.55
		11年超 12年以内	2.65
		12年超 13年以内	2.75
		13年超 14年以内	2.75
		14年超 15年以内	2.85
		15年超 16年以内	2.95
		16年超 17年以内	2.95
		17年超 18年以内	3.05
		18年超 19年以内	3.05
		19年超 20年以内	3.15

第162回 商工会珠算検定

1級合格おめでとう!!



井上 和 柁さん
(大分市 明治北小学校 6年生)



新宮 萌 愛さん
(豊後大野市大野町 大野小学校 4年生)

珠算検定が9月18日(日)、全国一斉に行われました。豊後大野市商工会で難関である1級合格者を紹介します。

経営改善貸付	
運転資金・設備資金	1.85%

ホームページ: <http://www.jfc.go.jp/>

貯蓄共済推進月間実施中!

商工貯蓄共済

貯蓄と有利な融資と生命保障の3つを組み合わせた商工会員のための共済制度です。本制度の内容をご理解頂きまして全会員のご加入をお待ちしています。

- 特徴1 貯蓄** 毎月の掛金は、その大部分が貯蓄積立金となり、保険料にまわる金額がごくわずかです。
- 特徴2 融資** 事業資金および消費関連資金として融資が受けられます。
- 特徴3 保証** 万一の場合に大きな保障(生命保険)があります。

■加入資格

商工会の会員・家族・従業員で年齢が6歳から70歳までの健康な方(10年満期は65歳まで)

■掛金

掛金は1口当たり月額2,000円(モデル1・6)、月額2,500円(モデル4)です。

★詳しくは、商工会までお問い合わせください。

商工会 一口メモ

《商工会重点支援策》

- 1. 金融支援**
金融は事業経営における血液であり、欠かすことはできないものです。商工会は、小規模企業への重点施策として金融支援を強化しています。
- 2. 事業機会の創出支援**
社会経済環境が急変する中、事業創出・再生支援は、商工会に期待される役割の1つです。商工会は率先して小規模企業の事業を支援していきます。
- 3. 商工会産品づくりと販路開拓の推進**
商工会が取引先と消費者を結びつけ、それらの企業が持つノウハウを新商品の開発等につなげます。地域の企業の隆盛が地区内経済の活性化をもたらすため、そのきっかけ作りも、商工会の重要な役割の1つです。

～商工会会員状況～

*平成23年4月1日現在 947
 加入 10
 脱退 22
 *平成23年10月1日現在 935

★未加入者のご紹介をお願いします。★

年金等に関するご相談について

毎月第2木曜日の午前10時から午後3時まで、社会保険事務所が、商工会本所にて社会保険出張相談を実施しております。是非ご利用下さい。

11月、12月の相談日は
11月10日(木)と
12月8日(木)です。



自動車事故費用共済制度 まごころ共済

共済金は、すべて契約者であるあなたにお支払いします。

万が一、あなたが事故の加害者になったらどうしますか?

～加害者の経済的な負担～

- 死亡事故お場合の香典供花料
- ケガをした被害者へのお見舞費用
- 事故を起こしたあなたの喪失利益



(上記に代表される費用は現在あなたがご加入の自賠責保険・任意保険だけで十分とは言えません。「まごころ共済」は事故を起こしてしまった場合の「誠意を示す」ためのものです。)

◆補償内容 ※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。(特約を除く)

【契約者側】の場合	負傷者が…	【相手側】の場合
300万円	死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき(1事故につき)	共済契約者の経済的負担を補うため合計 300万円 までの実費を支給 契約者側に過失のある場合死亡臨時費用共済金(一時金として支給) 30万円
12～300万円	後遺障害共済金 (後遺障害別等級表による)	12～300万円 但し、等級別共済金額までの契約者の経済的負担額を支給
(1人あたり)入院(日額) 4,500円 通院(日額) 2,250円 (1日あたり1,800円限度)	入通院共済金 365日または300万円限度	左記の日額により合計 300万円 までの実費支給 契約者側に過失のある場合入通院臨時費用共済金(一時金として支給) 30,000円 (3日以上通院または入院で、1事故につき)
—	(特約) 対物共済金 (1事故につき)	30,000円 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき(1共済期間内に1回)

◆車種別 共済掛金

車種	プレートナンバー	年払掛金
自家用乗用自動車	52～・500～ 33～・300～	10,000円
自家用軽乗用自動車	50・51 580～	5,500円

豊後大野市商工会

本所 / 〒879-7131 豊後大野市三重町市場 539 番地
 TEL 0974-22-1193 FAX 0974-22-5759
 朝地支所 / 〒879-6221 豊後大野市朝地町坪泉 566-10
 TEL 0974-72-0049 FAX 0974-72-0566
 大野支所 / 〒879-6441 豊後大野市大野町田中 77-1
 TEL 0974-34-2234 FAX 0974-24-5101
 緒方支所 / 〒879-6601 豊後大野市緒方町馬場 269-2
 TEL 0974-42-3310 FAX 0974-42-3361
 清川支所 / 〒879-6903 豊後大野市清川町砂田 1812-4
 TEL 0974-35-2277 FAX 0974-35-2090
 三重支所 / 〒879-7131 豊後大野市三重町市場 539
 TEL 0974-22-1193 FAX 0974-22-5759
 犬飼支所 / 〒879-7306 豊後大野市犬飼町下津尾 4037
 TEL 097-578-0059 FAX 097-578-1514
 千歳支所 / 〒879-7401 豊後大野市千歳町新殿 235-3
 TEL 0974-37-2953 FAX 0974-37-2953
 HP : <http://bungo-ono.oita-shokokai.or.jp>
 mail : info@bungo-ono.oita-shokokai.or.jp